

盛岡地方振興局長告示第 34 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 6 月 16 日

盛岡地方振興局長 千葉 英 寛

1 通所介護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370100687	盛岡市立盛岡駅西口老人デイサービスセンター	盛岡市盛岡駅西通一丁目 2 番 2 号	平成 18 年 3 月 31 日
0370100695	盛岡市立月が丘老人デイサービスセンター	盛岡市月が丘三丁目 7 番 5 号	平成 18 年 3 月 31 日
0370100703	盛岡市立仙北老人デイサービスセンター	盛岡市東仙北一丁目 6 番 27 号	平成 18 年 3 月 31 日
0370100711	盛岡市立地域福祉センター	盛岡市手代森 14 地割 16 番 89	平成 18 年 3 月 31 日

2 福祉用具貸与

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370100182	有限会社ケイニューメディカル	盛岡市上太田字赤前口 28 番地 49 号	平成 18 年 3 月 31 日